

朝 霞 市 被災された方へ

朝霞市では、風水害や火災などで被災された方々への支援を行っています。支援内容は、下記の一覧のとおりです。対象者や支援内容などについて、掲載しておりますので、ご確認の上、各課に直接申請の手続きを行ってください。

【罹災証明書について】	1
(1) 学用品の補助（教育管理課）	2
(2) 就学援助制度（教育管理課）	3
(3) 再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除（開発建築課）	4
(4) 国民健康保険税及び一部負担金の減免（保険年金課）	5
(5) 国民年金保険料の免除（保険年金課）	6
(6) 後期高齢者医療保険料の減免（保険年金課）	7
(7) 介護保険料の減免（長寿はつらつ課）	8
(8) 個人住宅リフォーム資金補助制度（産業振興課）	9
(9) 店舗等リフォーム資金補助制度（産業振興課）	10
(10) 保育園保育料の免除及び放課後児童クラブ保育料の減免（保育課）	11
(11) 被災によるごみ（災害ごみ）の処理（資源リサイクル課）	12
(12) 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金の支給（危機管理室）	13
(13) 火災時宿泊費助成制度（福祉相談課）	14
(14) 災害見舞金の支給（福祉相談課）	15
(15) 災害弔慰金の支給（福祉相談課）	16
(16) 災害障害見舞金の支給（福祉相談課）	17
(17) 災害援護資金の貸付（福祉相談課）	18
(18) 固定資産税・都市計画税の減免（課税課）	19
(19) 市・県民税の減免（課税課）	20
(20) 森林環境税の免除（課税課）	21
(21) 税の徴収の猶予（収納課）	22
(22) 浸水の解消後の消毒（環境推進課）	23

【罹災証明書について】

罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の様々な被災者支援の資料として活用されています。

【り災証明書の種類・申請先】

1 火災により被災したとき

火災による被災は消防署の対応となりますので、詳細は直接御相談ください。

お問い合わせ・申請先 朝霞消防署 活動課 (048-463-0119)

※住所によっては浜崎分署の対応となります。

2 地震又は風水害により被災したとき

1. 罹災証明書

地震・風水害により被災した住宅について、所有者又は住民登録のある方が申請することができる証明書です。

お問い合わせ・申請先 課税課 固定資産税係 (048-463-2875)

2. り災（被災）証明書

住宅を除く地震・風水害により被災した建物（店舗や事業所など）について、事業者が申請することができる証明書です。

お問い合わせ・申請先 産業振興課 産業労働係 (048-463-1903)

3. り災届出証明書

地震・風水害により被災した家財道具や事業用資産といった物品や構築物について、り災した写真を添付して申請できる証明書です。

※「1. 罹災証明書」又は「2. り災（被災）証明書」と重複して申請可能です。

お問い合わせ・申請先 収納課 納税係 (048-463-2023)

【発行までの主な流れ】

被害調査が未調査の場合

①交付申請 ⇒ ②調査日程調整 ⇒ ③調査員が訪問 ⇒ ④郵送で証明書を送付

※受付状況によりますが、③調査員が訪問後、概ね10日程度で発送となります。

被害調査が調査済又はり災届出証明書の場合

①交付申請 ⇒ ②調査結果（写真内容）の確認 ⇒ ③郵送で証明書を送付

※申請件数によりますが、①交付申請後、概ね5日程度で発送となります。

【注意点】

- ・地震又は風水害により店舗兼住宅の建物で店舗部分と住宅部分の双方が被災し、それらの証明書が必要な場合は、「1. 罹災証明書」と「2. り災（被災）証明書」の両方を申請する必要があります。
- ・地震又は風水害による被災に係る損害保険の保険金請求手続等においては、「1. 罹災証明書」や「2. り災（被災）証明書」の代用として「3. り災届出証明書」で対応できる場合があります。詳しくは契約されている保険会社等へお問い合わせください。

(1) 学用品の補助

対象者：

火災等により被災した児童生徒の保護者。

支援内容：

被災状況により、就学に必要な学用品・通学用品等を現物支給します。

申請方法：

通学している学校へお申し出ください。

※学校長が被災状況等を確認し、就学に必要な学用品等を調査のうえ、支給します。

問い合わせ先：

教育管理課 学務係 048-463-1111 (代表) 内線 2442

048-463-0793 (直通)

(2) 就学援助制度

対象者：

- ①市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税）の減免を受けている保護者。
- ②国民年金保険料の減免を受けている保護者。
- ③生活福祉資金の貸付を受けている保護者。

支援内容：

学用品費の一部や学校給食費などを援助します。

支援期間：

事由の該当する月の1日から

- ・対象者の①及び②に該当する場合 … 事由に該当する月の末日までの期間
- ・対象者の③に該当する場合 … 年度末までの期間

申請方法：

必要書類をお持ちになって市役所、教育管理課にお越しください。

※申請書は窓口でご記入いただきます。

必要書類：

- ・対象者の①～③の内容が確認できる書類
- ・振込口座のわかるもの

※その他に確認書類が必要となる場合もあるため、事前に担当までお問い合わせください。

問い合わせ先：

教育管理課 学務係 048-463-1111（代表）内線 2442
048-463-0793（直通）

(3) 再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除

対象者：

市内に存する建築物等が災害により滅失、き損された方。

支援内容：

災害発生日から1年以内に再建築する建築物等について、市に提出する場合の確認申請及び完了検査手数料を免除します。

申請方法：

り災証明書等を添付し、確認申請や完了検査申請を行ってください。

問い合わせ先：

開発建築課 建築指導係 048-463-1111 (代表) 内線 2592 2593
048-463-2585 (直通)

(4) 国民健康保険税及び一部負担金の減免

対象者：

火災、震災、風水害その他これらに類する災害により居住する住宅に損害を受けた方で、生活が著しく困難となった方又はこれに準ずると認められる方。

※一定の所得要件等があります。詳しくは、ご相談ください。

支援内容：

被災状況により一時的な国民健康保険税の減免及び一部負担金の減免又は徴収猶予を行います。

申請方法：

国民健康保険税：保険年金課国民健康保険係にご相談のうえ納期限までに申請してください。

一部負担金：保険年金課国民健康保険係にご相談のうえ申請してください。

必要書類：

- ・減免申請書
- ・減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等）

問い合わせ先：

保険年金課 国民健康保険係 048-463-1111（代表）内線 2624 2625 2627
048-463-0283（直通）

(5) 国民年金保険料の免除

対象者：

天災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅・家財その他の財産につき被害額がその価格の概ね1/2以上の損害を受けた方。

支援内容：

ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除制度がご利用できます。

申請方法：

市役所又は年金事務所に必要書類を提出してください。

必要書類：

- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・ 被災状況届（国民年金保険料免除申請用）
- ・ 委任状（※本人が提出できない場合）

問い合わせ先：

保険年金課 国民年金係 048-463-1111（代表）内線 2622 2623
048-463-0284（直通）

(6) 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免

対象者：

以下に該当する方

- ・被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。

※一定の所得要件等があります。詳しくはご相談ください。

支援内容：

被災状況により保険料の減免及び一部負担金の減免を行います。

後期高齢者医療保険料の減免

被災状況	減免割合
住宅全壊（全焼・全流失）の場合	保険料の100%
住宅大規模半壊（半焼）の場合	保険料の70%
・住宅半壊（半焼）の場合 ・家財又はその他の財産が焼失、損壊などの被害を受けた場合 ・住宅が床上浸水した場合	保険料の50%

申請方法：

後期高齢者医療保険料：

保険年金課高齢者医療係にご相談のうえ納期限までに申請してください。

申請書を受領後、広域連合にて減免の決定を行います。その後、保険料変更決定通知を送付いたします。（概ね2～3か月）

一部負担金：

保険年金課高齢者医療係にご相談のうえ申請してください。

必要書類：

- ・減免申請書
- ・減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等）

問い合わせ先：

保険年金課 高齢者医療係 048-463-1111（代表）内線 2632 2638
048-463-1928（直通）

(7) 介護保険料の減免

対象者：

65歳以上の介護保険被保険者又はその属する世帯の生計維持者で、震災、風水害、火災その他これらに属する災害により居住する住宅に損害を受けた方。

※一定の所得要件があります。詳しくはご相談ください。

支援内容：

被災状況により一時的な介護保険料の減免を行います。

申請方法：

長寿はつらつ課介護保険係にご相談のうえ、納期限までに申請してください。

必要書類：

- ・減免申請書
- ・減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等）

問い合わせ先：

長寿はつらつ課 介護保険係 048-463-1111（代表）内線 2636 2637
048-463-1719（直通）

(8) 個人住宅リフォーム資金補助制度

対象者：

- ①朝霞市に住民登録をしている市民の方でリフォームを行う建物の所有者
- ②申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税、その他市の貸付金の滞納がないこと。
- ③過去にこの補助金を利用したことがある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること。

対象物件：

自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅）、マンションの場合は、専有部分のみ、店舗兼用住宅などは、住居部分の面積按分で算出します。

申請者名義の住宅であっても、申請される方の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外となります。

支援内容：

対象工事費（消費税込み）10万円以上の工事に対し5%の補助。最高限度額5万円（100円未満切捨て）を補助します。

申請方法：工事着工予定日の1か月前から1週間前までに申請

必要書類：

- ①朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書
- ②家屋課税台帳登録証書または建物登記簿謄本（写しでも可、発行より3か月以内のもの）
- ③リフォーム工事図面（建物見取図など）
- ④リフォーム工事費見積書の写し（市内の業者であることが明記されていること）
- ⑤工事前の写真
- ⑥建築基準法に基づく届出書の写し（増築の場合）

※テラスや縁側の新設、機械・家電類の取付・交換のみの工事は対象外です。詳しくは、産業振興課までお問い合わせください。

問い合わせ先：

産業振興課 産業労働係 048-463-1111（代表）内線 2243 2244
048-463-1903（直通）

(9) 店舗等リフォーム資金補助制度

対象者：

- ①朝霞市内に所在する既存店舗で事業等を営んでいること。
- ②申請をする日の属する年度内において、当該店舗等に対する補助金（市が交付するものに限る。）の交付を受けていないこと。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④事業の内容及び補助金の対象となる工事が法令に違反していないこと。
- ⑤暴力団の構成員ではないこと。
- ⑥産業の振興又は商店街の活性化に寄与する事業を行うこと。

対象工事：

- ①市内の施工業者が施行するものであること。
- ②申請する日の属する年度の3月末日に完了するものであって、申請する日に工事を開始していないこと。
- ③消費税及び地方消費税の額を含めて10万円以上の工事であること。
- ④次のいずれかに該当する内容であること。
 - ア. 外壁の改修
 - イ. 天井、内壁及び床その他の内装の改修
 - ウ. 間取りの変更
 - エ. アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

支援内容：

補助対象工事に係る費用の10分の1（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を補助し、当該額が10万円を超える場合は10万円とする。

必要書類：

市のホームページをご覧ください。産業振興課にお問合せください。

※空き店舗等を活用し、新たに事業を開始する場合も補助金が出る場合があります。

詳しくは、産業振興課にお問合せください。

問い合わせ先：

産業振興課 産業労働係 048-463-1111（代表）内線 2243 2244
048-463-1903（直通）

(10) 保育園保育料の免除及び放課後児童クラブ保育料の減免

対象者：

保育園・放課後児童クラブ在園者（保護者）で、居住する家屋等が災害等により著しい損害を受けた方。

支援内容：

- ・全焼、全壊、又は流失したとき。
保育園保育料全額免除、放課後児童クラブ保育料7,500円減免します。
- ・半焼又は半壊したとき。
保育園保育料の月額に0.5を乗じて得た額（100円未満切り上げ）を免除、放課後児童クラブ保育料5,000円減免します。
- ・火災・水害等により自宅が床上浸水したとき、又は延焼防止活動により、一時的に居住することができなくなったとき。
保育園保育料の月額に0.3を乗じて得た額（100円未満切り上げ）を免除、放課後児童クラブ保育料2,500円減免します。

必要書類：

保育園保育料…り災証明書、保育料減免申請書
放課後児童クラブ保育料…り災証明書、保育料減免申請書
※上記の他に必要に応じて書類を求める場合があります。

申請方法：

市役所、保育課に必要書類を提出してください。

問い合わせ先：

保育課 保育係（保育園保育料） 048-463-1111（代表）内線 2643 2646
048-463-2836（直通）

保育支援係（放課後児童クラブ保育料）
048-463-1111（代表）内線 2690
048-463-6720（直通）

(11) 被災によるごみ（災害ごみ）の処理

対象者：

市内において火災、災害、その他特別な事情等で被災した方で、その敷地内から出されるごみ（災害ごみ）の処理を希望される方。

支援内容：

災害ごみの処理手数料を免除します。なお、一般住宅等以外の店舗、会社、工場等の事業活動に供される建物から排出される災害ごみについても、対象となります。ごみの持ち込みが困難な方は、クリーンセンターへご相談ください。

申請方法：

クリーンセンター受付で、り災証明書又は、り災届出証明願※（り災証明書が発行されない家財等のみの場合）を提示し、「一般廃棄物処理手数料免除申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

※り災届出証明願については下記までお問い合わせください。

収納課 納税管理係 048-463-1111（代表）内線 2222 2227
048-463-2040（直通）

問い合わせ先：

クリーンセンター 048-456-1593

持ち込みされる場合は事前にクリーンセンターまでご連絡をお願いします。

(12) 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金の支給

対象者：

- ①朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書の提出をしている方
- ②①の方1名につき同伴者1名

支援内容：

風水害の発生時において避難勧告等の発令から解除までの間に宿泊施設に宿泊した経費を補助します。

支援要件（①及び②を満たしていること）：

- ①風水害発生時に避難情報等※が発令された地域に居住していること
 - ②避難時に旅館業法の許可を受けている宿泊施設に宿泊したこと
- ※避難情報等とは…高齢者等避難、避難指示の2種類

補助金額（1人あたり）：

- ①朝霞市内の宿泊施設を利用した場合 上限5,000円
- ②①以外の宿泊施設を利用した場合 上限4,000円

注) 宿泊に必要な経費と①又は②のいずれか低い金額が補助されます。ただし、交通費は対象外です。

必要書類：

- ①宿泊施設が発行した領収書の写し
- ②宿泊した方の身分証明書の写し（公的機関が発行したもの）

申請期限：

最後に宿泊した日の年度末まで

問い合わせ先：

危機管理室 危機管理係 048-463-1111（代表）内線 2372
048-463-1788（直通）

(13) 火災時宿泊費助成制度

対象者：

火災により被害を受けた住家に居住していた方で、親族、知人宅等に一時的に避難することができない方。

支援内容：

市が指定した宿泊施設の宿泊費2泊分を限度とし、予算の範囲内において助成します。

※宿泊費は、素泊まりにより算定されたものとし、宿泊施設までの移動に要した費用及び宿泊費に含まれない飲食費等を除くものとします。

※助成金（宿泊費）は、市が施設に直接支払います。

※助成の対象となる期間は、被災した日から起算して5日間内の宿泊とします。

申請方法：

火災時宿泊費助成申請書を提出してください。

問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111（代表）内線 2654 2657
048-463-1594（直通）

(14) 災害見舞金の支給

対象者：

火災若しくは爆発又は暴風、豪雨等の自然災害により、朝霞市に住民登録のある方で、住家に被害を受けた方、死亡された方のご遺族又は重傷を負った方。

支援内容：

災害等に遭った方へ見舞金または弔慰金を支給します。

- ① 住家が全焼し、全壊し、又は流失した場合 1世帯につき10万円
- ② 住家が半焼し、又は半壊した場合 1世帯につき6万円
- ③ 住家が床上浸水した場合 1世帯につき5万円
- ④ 負傷した場合（全治1月以上の場合に限る。） 1人につき6万円
- ⑤ 死亡した場合 1人につき10万円
- ⑥ 延焼防止活動により住家が浸水し、又は破壊し、一時的にその住家に居住することができなかつた場合 1世帯につき3万円

※①、②、③または⑥に該当する世帯が単身世帯のときの災害見舞金の額は、当該支給額に2分の1を乗じて得た額となります。

※店舗併用住宅については、住家に該当する部分が床上に浸水した場合に対象とします。

※災害救助法に基づく救助が適用される場合は、災害見舞金の支給が制限される場合があります。

申請方法：

災害見舞金等支給申請書を提出してください。

問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111（代表）内線 2654 2657
048-463-1594（直通）

(15) 災害弔慰金の支給

対象者：

暴風、豪雨等の自然災害により死亡された方（朝霞市に住民登録のある方）のご遺族。

遺族の範囲：配偶者、子、父母、孫、祖父母

※いずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡された方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた方）

対象災害：

- ・ 1 市町村において、住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において、災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

支援内容：

<支給限度額>

- ・ 生計維持者が死亡した場合：500万円
- ・ その他の者が死亡した場合：250万円

申請方法：

電話又は福祉相談課窓口等にてご相談ください。

問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111（代表）内線 2654 2657
048-463-1594（直通）

(16) 災害障害見舞金の支給

対象者：

被災当時、朝霞市内に住民登録のある方で、災害により、下記に掲げる障害を受けた方。

- ・両眼が失明した方
- ・咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・両上肢をひじ関節以上で失った方
- ・両上肢の用を全廃した方
- ・両下肢をひざ関節以上で失った方
- ・両下肢の用を全廃した方
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方

対象災害：

- ・1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害
- ・都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・都道府県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

支援内容：

<支給限度額>

- ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円
- ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円

申請方法：

電話又は福祉相談課窓口等にてご相談ください。

問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111（代表）内線 2654 2657
048-463-1594（直通）

(17) 災害援護資金の貸付

対象世帯：

暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主。

以下の①から③のいずれにも該当する世帯の世帯主が対象です。

- ① 災害発生時に、朝霞市に住所を有していた世帯
- ② 次のいずれかの被害を受けた世帯
 - (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上
 - (2) 家財のおおむね3分の1以上の損害
 - (3) 住居の半壊又は全壊
- ③ 世帯全員の前年の総所得が下表の総所得額未満である世帯

世帯人数	総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

対象災害：

都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

支援内容：

<貸付限度額>

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財及び住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円(250万)	270万円(350万)
住居の全壊	250万円(350万)	350万円

※被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には()内の額となります。

<貸付利率>

連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

<償還期間>

10年(据置期間を含む)

申請方法：

電話又は福祉相談課窓口等にてご相談ください。

問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111 (代表) 内線 2654 2657
048-463-1594 (直通)

(18) 固定資産税・都市計画税の減免

対象者：

震災、風水害、火災その他異常な災害（ガス爆発等）により、朝霞市内に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）が著しく被害を受けた方。

減免内容：

所有する固定資産が被害を受けた場合、その災害の規模や種別に応じて、減免を行います。

《減免対象となる税額》

災害の規模	対象となる税額
災害対策本部が設置された災害	災害発生日において納期未到来分
災害対策本部が不設置の災害	減免の申請があった日において納期未到来分

《減免割合》

	土 地		家 屋		償却資産
	損害の程度	減免割合	損害の程度	減免割合	
水害	—	—	現に自己の居住の用に供する居住用家屋が、床上浸水	40% ※減免対象は2階までの部分	水害以外の家屋に準ずる。損害割合の判定にあたっては、損害額を算定し、該当する納税義務者が所有する全資産の価額に対する割合を損害割合とする。
水害以外	80%以上	全額	全壊、流失、埋没等又は復旧不能のとき	全額	
	80%未満 60%以上	80%	60%以上	80%	
	60%未満 40%以上	60%	60%未満 40%以上	60%	
	40%未満 20%以上	40%	40%未満 20%以上	40%	

※減免割合は、土地は一筆ごと、家屋は一棟（区分所有家屋は専有部分）ごと、償却資産は御申告いただいた全資産ごとに算定します。

申請方法：

減免申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等）を添えて、納期限までに課税課固定資産税係に申請してください。

※朝霞市で罹災証明書に係る調査を実施した固定資産の場合は、罹災証明書の添付は不要です。

問い合わせ先：

課税課 固定資産税係 048-463-1111（代表）内線 2132 2133 2134 2135
048-463-2875（直通）

(19) 市・県民税の減免

対象者：

大規模な災害(災害対策本部が設置された災害)により、著しく被害を受けた方で、災害当時に市内に住所又は居所を有していた納税義務者。

減免内容：

被災した災害の種別により、減免の申請があった日において納期末到来分の税額に対して、市・県民税の一部又は全部の減免を行います。

《水害(床上浸水)の減免割合》

合計所得金額(※)	減免割合
1,000万円超	—
1,000万円以下 750万円超	8分の1
750万円以下 500万円超	4分の1
500万円以下	2分の1

※分離課税に係る長期・短期譲渡所得は特別控除前で判定します。

《水害以外の減免割合》

合計所得金額(※)	免除割合	
	居住用家屋の損害の程度	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
1,000万円超	—	—
1,000万円以下 750万円超	8分の1	4分の1
750万円以下 500万円超	4分の1	2分の1
500万円以下	2分の1	全額

※分離課税に係る長期・短期譲渡所得は特別控除前で判定します。

申請方法：

減免申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類(罹災証明書等)を添えて、納期限までに課税課市民税係に申請してください。

※朝霞市で罹災証明書に係る調査をした場合は、罹災証明書の添付は不要です。

※市・県民税の減免申請で、森林環境税も併せて免除申請することも可能です。

問い合わせ先：

課税課 市民税係 048-463-1111 (代表) 内線 2233 2234 2235 2236 2237
048-463-2853 (直通)

(20) 森林環境税の免除

対象者：

次の1から4のいずれかに該当する方

1. 災害により死亡した方
2. 災害により障害者となった方
3. 前年の合計所得金額が500万円以下の方
災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額が価値の30%以上（保険金で補填した部分を除く）の場合
4. 前年の合計所得金額が500万円超750万円以下の方
災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額が価値の50%以上（保険金で補填した部分を除く）の場合

※損害金額の割合は、雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」によって算出することも可能です。

免除内容：

免除の申請があった日において納期末到来分の税額に対して、森林環境税を免除します。

申請方法：

減免申請書に、免除を受けようとする事由を証明する書類（罹災証明書等）を添えて、納期限までに課税課市民税係に申請してください。

※朝霞市で罹災証明書に係る調査をした場合は、罹災証明書の添付は不要です。

※森林環境税の免除申請で、市・県民税も併せて減免申請することも可能です。

問い合わせ先：

課税課 市民税係 048-463-1111（代表）内線 2233 2234 2235 2236 2237
048-463-2853（直通）

(21) 税の徴収の猶予

対象者：

財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難に遭い納税ができない方。

支援内容：

納付することができないと認められる金額を限度として、原則として申請があった日から1年以内の期間で、税の徴収を猶予することができます。
なお、その間の延滞金については免除となります。

申請方法：

災害等の事実があること、及びその該当する事実に基づき市税等を一時に納付することができない事情の詳細、並びに財産収支に係る事項を申請書等に記載していただき、市に提出していただきます。

(なお、市内で発生した災害で罹災証明書に係る調査が行われ、一部損壊などの住家の被害が発生していることが市で確認できる場合には、罹災証明書を添付する必要はありません。)

上記の書類の提出後、内容を審査したうえで、猶予の許可または不許可を決定いたします。

書類の詳細については収納課へお問い合わせください。

問い合わせ先：

収納課 納税係 048-463-1111 (代表) 内線 2223 2224 2225 2226
048-463-2023 (直通)

(22) 浸水の解消後の消毒

対象者：

床上・床下浸水被害に遭われた市民、市内事業者。

支援内容：

浸水箇所が乾いた後、被災者の要望に応じて消毒を行います。

申請方法：

電話又は環境推進課窓口等にて、ご相談ください。

問い合わせ先：

環境推進課 環境推進係 048-463-1111（代表）内線 2262

048-463-1504（直通）